

確定申告は自分で書いてお早めに

平成16年分の所得税の確定申告の受付が2月16日(水)から始まります。所得税は、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の「確定申告」

平成16年分の所得税の確定申告をしなければならないのは、事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方、給与所得者の方で平成16年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方や給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方などです。

所得税が還付されることもあります

確定申告をする必要のない給与所得者の方でも、高額な医療費を払った場合や、住宅などを取得し新しく住宅ローンを借り入れたときなどは、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出することができますので、申告書は早めに出しましょう。

自宅のパソコンで申告書が作成できます！

確定申告書は、国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で、譲渡所得内訳書（土地・建物用）は札幌国税局ホームページから簡単に作成することができます。

これは、インターネットに接続したパソコンで申告書を作成し、カラープリンタで印刷すれば、そのまま提出できるという便利なコーナーです。

配偶者控除と配偶者特別控除の重複控除がなくなりました

平成15年度の税制改正により、16年分以後の所得税については、配偶者が控除対象配偶者に該当する場合に配偶者特別控除が適用されないこととされました。これにより、配偶者の所得に応じて最高76万円とされていた控除額は、最高38万円になりました。



確定申告書には、「申告書A」と「申告書B」があります。	
申告の内容	使用する申告書
所得が給与所得や雑所得、配当所得、一時所得だけの方で、予定納税額のない方が使用できます。	A
所得の種類に関わらず、どなたも使用できます。	B
土地建物等の譲渡所得がある方	Bと分離用
申告分離課税の株式等の譲渡所得等がある方	
申告分離課税の先物取引の雑所得等がある方	
山林所得や退職所得がある方	Bと損失用
平成16年分の所得金額が赤字の方	
雑損控除額を平成16年分の所得金額から控除すると赤字になる方	
繰越損失額を平成16年分の所得金額から控除すると赤字になる方	

平成16年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、 平成17年2月16日(水)から3月15日(火)まで 消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(木)まで

申告書は、前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」を参考にご自分で作成し、早めに提出してください。ご記入いただいた文字や数字は、コンピュータが直接読み取りますので、丁寧にご記入願います。申告相談にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書の控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
- 札幌国税局ホームページ <http://www.sapporo.nta.go.jp/>
- タックスアンサー(税の相談にコンピュータがお答えします) ☎ 011-271-8855 または <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
- 確定申告書の提出・ご相談は、富良野税務署 ☎ 22-2144 または 役場町民税務課 税務係 ☎ 52-2145 まで